

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 [n-cci@fsinet.or.jp](mailto:n-cci@fsinet.or.jp) までお知らせ下さい)  
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry = 商工会議所【会員様へいち早く情報をお届けする情報誌です】

**\*\*\* 9月の主なスケジュール \*\*\***

開催日時	種別	内 容
9月22日(日) 15:00~	イベント	阿賀野川あきはなびまつり 18:00から約1,000発の花火があがります。
9月24日(火) 14:00~	セミナー	消費税軽減税率対策セミナー 詳細は今月号をご覧ください。

**金融情報 日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要**

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	8年以内 15年以内	基準利率(担保有の場合) 1.16%~1.95% ※担保無も設定できます
普通貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年以内 10年以内	

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
・申告決算書 最近2期分 (申告されている場合) ・見積書 (設備資金をお申込の場合)	・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・最近2期分の確定申告書・決算書 ・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、 または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・見積書(設備資金をお申込の場合)

★お申込み・お問い合わせ先★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店  
 (TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所まで。

**資金繰り円滑化相談会(毎月、定例開催!)**

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

●新潟県信用保証協会定例相談会(原則毎月第1火曜日10:00~)

9月 3日(火)・10月 1日(火)

●日本政策金融公庫定例相談会(原則毎月第2火曜日10:00~)

9月10日(火)・10月 8日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員(近藤、真野、柳)までご予約をお願いします。

**金融情報 経営改善貸付(マル経融資 ※無担保・無保証人)**

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.21% ※2019年8月1日現在
融資対象者は、下記の要件を全て満たした方 ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方 ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方 ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方 ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方 ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方				

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。

(東・南部地区：近藤、西部地区：真野、北部地区：柳)

経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

**〈レジ補助金〉 2019年10月が迫ってきました!  
消費税軽減税率対応レジの導入・改修支援**

対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等  
 補助率：原則3/4(なお、3万円未満のレジ購入の場合4/5)  
 補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円  
 完了期限：2019年9月30日まで

(2019年9月までに導入・改修・支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金申請が必要です。)

詳細は軽減税率対策補助金HPをご覧ください→<http://kzt-hojo.jp/>

**〈キャッシュレス・消費者還元事業〉**

**キャッシュレス決済導入の中小・小規模事業者のみならず  
加盟店登録手続きはお済みですか?**

内 容：2019年10月1日の消費税引き上げに伴い、消費者が、対象店舗でキャッシュレス決済制度を使って支払いを行うとポイント還元が受けられる制度です。

実施期間：2019年10月1日~2020年6月(9ヶ月間)

還元率：中小・小規模事業者5%、フランチャイズ・チェーン加盟店等2%

対象キャッシュレス：クレジットカード、電子マネー、QRコード等

※対象店舗になるには加盟店登録が必要です。既にキャッシュレス決済を導入している方も、改めて決済事業者を通じて加盟店登録をしなければポイント還元の対象店舗とはならないのでご注意ください。加盟店登録手続きに関しては、契約している決済事業者にお問い合わせ下さい。加盟店登録手続きが遅くなると、10月1日からの制度開始に間に合わない可能性があります。

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 [n-cci@fsinet.or.jp](mailto:n-cci@fsinet.or.jp) までお知らせ下さい)  
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry = 商工会議所【会員様へいち早く情報をお届けする情報誌です】

<消費税軽減税率対策窓口相談等事業>

**直前対策！今のうちに知っておきたい  
 消費税軽減税率のポイント**

日時：9月24日(火) 14:00~16:00  
 会場：新津商工会議所3F  
 講師：中小企業診断士 橋本 泉氏  
 内容：①軽減税率とは？②軽減税率の対象となる飲食料品とは？  
 ③うちのお店の場合は8%？  
 ④インボイス制度⑤実務上の留意点他  
 受講料：無料  
 定員：30名(定員になり次第締切)  
 申込先：新津商工会議所



<新津税務署からのお知らせ>

**消費税軽減税率制度説明会**

開催日：2019年8月27日(火)、28日(水)、29日(木)  
 時間：①13:00~14:00、②15:00~16:30  
 会場：新潟市秋葉区文化会館 1階練習室1 (新潟市秋葉区新栄町4-23)  
 <お問い合わせ>  
 新津税務署 法人課税部門 (TEL:0250-22-2171)

**会員交流事業**

**第13回会員親睦ゴルフコンペ参加者募集！**

恒例の会員親睦ゴルフコンペを次のとおり開催します。奮ってご参加下さい。

- ◇開催日 10月11日(金)
- ◇開催場所 新津カントリークラブ
- ◇定員 120名(30組)
- ◇参加費 3,000円/人(プレー費、食事代は別にかかります)
- ◇参加資格 会員又は会員の紹介者
- ◇表彰式 プレー終了後、クラブハウスにて行います。
- ◇申込方法 氏名、事業所名、住所、生年月日をお知らせ下さい。  
(当所ホームページからも申込書をダウンロードできます)
- ◇申込締切 定員になり次第締切
- ◇申込先 新津商工会議所 (TEL:22-0121 FAX:25-2332)



**永年勤続優良従業員表彰のお知らせ**

新津商工会議所では従業員の勤労意欲向上を目的に、永年勤続優良従業員表彰を今年度も実施いたします。  
 永年勤続優良従業員は、10月1日を基準日とした勤続年数(10年、20年、30年)毎の表彰となります。  
 会員の皆様へは申請書等を郵送いたしますので、対象の従業員さんがおられましたら、ぜひ申請下さい。(表彰式典は行いません。)

1. 申請書発送 9月上旬
2. 申請締切 10月上旬

<お問い合わせは、担当(長谷川・石澤)まで>

**新津商工会議所 議員改選と7部会開催のご案内**

当所議員の任期は3年で、現在の任期は令和元年10月31日までとなっております。  
 1号議員は選挙、2号議員は部会推薦、3号議員は会頭選任により選出されますが、いずれも9月中旬頃までに確定される予定です。

- (1号議員) 8月21日~:選挙人名簿閲覧、9月9日:告示、9月17日:立候補締切
- (2号議員) 8月下旬~9月中旬:各部会による推薦
- (3号議員) 8月下旬~9月中旬:会頭による選任

つきましては、議員の部会推薦を行う7部会を下表の日程で開催いたしますので、会員各位へご案内申し上げます。

部会名	開催日時	場所
諸業部会	8月26日(月) 10:30~	新津商工会議所(3F)
観光部会	8月28日(水) 9:30~	// (2F)
交通部会	8月28日(水) 10:30~	新津商工会議所(3F)
建設工業部会	8月28日(水) 14:00~	//
商業部会	8月29日(木) 14:00~	//
金融部会	9月4日(水) 10:00~	//
工業部会	9月5日(木) 10:00~	//

**日本年金機構からのお知らせ**

令和元年10月1日 新潟事務センターが埼玉広域事務センターに統合されます  
 現在、新潟事務センターへ送付して頂いている各種届書については、令和元年10月1日以降は埼玉広域事務センターへ送付願います。

名所：日本年金機構 埼玉広域事務センター  
 所在地：〒330-8530  
 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティブル

※広域事務センターは、郵送のみの受付対応となります。  
 ※電子申請(e-Gov)を利用した届出については、提出先に変更はありません。現行と同様に、〇〇年金事務所(新潟事務センター)を選択してください。(〇〇には管轄年金事務所名)  
 ※令和元年10月1日より前は、埼玉広域事務センターでは事務処理を行う事ができませんので、必ず令和元年10月1日以降に送付願います。